



# 令和元年度 呉市職員採用試験（年度途中採用） 試験案内

- ◆ 申込受付期間 <第1期> 令和元年 5月10日（金）～ 5月29日（水）【必着】  
 <第2期> 令和元年 8月 2日（金）～ 9月11日（水）【必着】  
 <第3期> 令和元年10月25日（金）～11月20日（水）【必着】

※ 採用予定者数に達した職種は、募集を停止します。

## 1 採用職種，採用予定者数及び職務内容

### (1) 任期の定めのない職員（一般正規職員）

職 種	採用予定者数	職 務 内 容
一般行政	2名	市長事務部局等において，一般行政事務に従事します。
土木一般①	1名	市長事務部局等において，公共土木事業等の設計，施工，指導，監督等の業務に従事します。
建築一般	1名	市長事務部局等において，公共建築事業等の設計，施工，指導，監督等の業務に従事します。
保健師	1名	保健所等において，保健師としての専門的な業務に従事します。

### (2) 任期付職員（※）

職 種	採用予定者数	職 務 内 容
土木一般② （災害復旧）	4名	市長事務部局において，災害復旧等に係る公共土木事業等の設計，施工，指導，監督等の業務に従事します。
学芸員 （科学系）	1名	呉市海事歴史科学館の科学部門の展示に関わる調査・研究，科学イベントに関する企画・開発等に従事します。

※「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第3条第2項第1号又は第4条第1項第2号及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」第2条第2項第1号又は第3条第1項第2号の規定に基づく採用となります。

## 2 受験資格

職 種	年齢・資格等（学芸員を除き，学歴は問いません。）
一般行政 建築一般	昭和59年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 （令和2年4月1日の年齢で21歳から35歳までの者）
土木一般①	昭和54年4月2日以降に生まれた者（令和2年4月1日の年齢で40歳までの者）で，次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者（いずれにも該当する者も可） (1) 行政機関や民間企業等に在職して設計・施工管理に関する職務経験が5年以上(※)ある者 (2) 1級・2級土木施工管理技士又は技術士(※)の資格を有する者
保健師	昭和54年4月2日以降に生まれた者（令和2年4月1日の年齢で40歳までの者）で，保健師の資格を有しており，保健師としての業務に従事した職務経験が2年以上(※)ある者 （令和2年4月1日の年齢で40歳までの者）
土木一般② （災害復旧）	次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者（いずれにも該当する者も可） (1) 行政機関や民間企業等に在職して設計・施工管理に関する職務経験が5年以上(※)ある者 (2) 1級・2級土木施工管理技士又は技術士(※)の資格を有する者
学芸員 （科学系）	昭和54年4月2日以降に生まれた者（令和2年4月1日の年齢で40歳までの者）で，次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者 (1) 学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した者で，科学技術についての専門知識を有する者 (2) 博物館法に規定する学芸員資格を有する者  ※次の知識・経験・スキルがあることが望ましい。 ① 博物館等において研究・展示及び資料保存等の学芸業務に関する実務経験がある者 ② 外国語（英語）について，TOEIC 730点相当以上

ただし、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者は、受験できません。なお、日本国籍を有していなくても、永住者又は特別永住者であれば受験は可能です。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 呉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 保健師・土木一般の職務経験について

- (1) 「職務経験が2年（5年）以上」とは、週29時間以上（休憩時間を除く。）の勤務形態で、6か月以上継続して在職した期間を通算して、保健師の場合は2年以上、土木一般の場合は5年以上の場合とします。
- (2) 申込みの際に、職務経験を確認するための職歴証明書（様式は問いませんが、職務内容、勤務形態（1週間当たりの勤務時間）、在職期間が証明できるもの）を提出する必要があります。

※ 技術士の資格については、建設部門、農業部門（専門科目「農業土木」）、森林部門（専門科目「森林土木」）又は水産部門（専門科目「水産土木」）に限ります。

### 3 試験の日時、場所及び合格発表<第1期>

区 分	日 時	場 所	合格発表等
第1次試験	令和元年6月2日（日） 午前10時から	呉市中央4丁目1番6号 呉市役所7階会議室	令和元年6月中旬～下旬 ※合格者数は採用予定者数の3倍程度となる 予定です。
第2次試験	令和元年6月下旬 ～7月上旬	第1次試験合格者に別途通知 します。	令和元年7月中旬～下旬

※ 試験の結果は、受験者全員に文書で通知します。

※ <第2期>以降の試験日時・場所・合格発表等は各期における申込みの際に別途通知します。

※ 採用予定者数に達した職種は、募集を停止します。

### 4 試験の科目

#### (1) 第1次試験

ア 一般行政、建築一般、保健師、土木一般

科 目	内 容	得点配分
S P I 3	公務員として必要な業務への適性、業務遂行に必要な基礎能力 についての筆記試験（択一式）【能力検査・性格検査】	100 (基準点：あり)
個別面接	人物、識見等についての個別面接	125 (基準：あり)

イ 学芸員

科 目	内 容	得点配分
S P I 3	公務員として必要な業務への適性、業務遂行に必要な基礎能力 についての筆記試験（択一式）【能力検査・性格検査】	100 (基準点：あり)
小論文	テーマに関して専門知識等を確認する筆記試験（記述式）	100 (基準点：あり)
個別面接	人物、識見等についての個別面接	125 (基準：あり)

#### (2) 第2次試験【全職種共通】

科 目	内 容	得点配分
個別面接	人物、識見等についての個別面接	125 (基準：あり)

(注) 1 S P I 3は、S P I 3-U（大学卒業程度）で行います。

2 基準又は基準点を「あり」としている試験科目については、その基準に達しない科目が一つでも存在する受験者は、他の科目の成績にかかわらず不合格となります。

## 5 申込手続等

提出書類	◆令和元年度呉市職員採用試験申込書（年度途中採用） 1通 ◆面接カード 1通 ◆写真 3枚（申込み前3か月以内に撮影した脱帽、正面、上半身のものを所定の位置（申込書2箇所、面接カード1箇所）に貼ってください。） ◆「6 その他提出書類」に掲げる書類【※保健師，土木一般，学芸員のみ】 ◆返信用封筒〔長形3号(12cm×23.5cm)の封筒に，82円切手を貼り，郵便番号・宛先・氏名を明記したもの〕 ※ 受験票は切り取らないで提出してください。
提出場所	呉市総務部人事課へ持参又は郵送してください。
その他	呉市ホームページに掲載している「呉市職員採用試験申込書（年度途中採用）」及び「面接カード」その他様式をダウンロードして印刷したものを提出書類として使用することもできます。

## 6 その他提出書類（保健師，土木一般，学芸員のみ）

### (1) 保健師

保健師の資格取得証明書及び職歴証明書（職務経験2年以上を証明するもの）

### (2) 土木一般（ア・イのいずれか又は両方）

ア 職歴証明書（職務経験5年以上を証明するもの）

イ 土木施工管理技士（1級又は2級）又は技術士の資格取得証明書

### (3) 学芸員（アは必須，イからエまではあると望ましいもの）

ア 卒業証明書・学芸員資格取得証明書

最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書，学芸員資格取得証明書

イ 研究業績目録【推奨】

様式をホームページに掲載しています。ホームページが見られない方はお問い合わせください。

ウ 実務歴等に関する経歴書【推奨】

様式は問いませんが，所属団体名称・実務内容・実施期間を記載してください。

企画展等の開催実績がある場合は，企画展名・会場名・開催年・担当業務内容も記載してください。

エ TOEICスコアの写し等【推奨】

外国語（英語）TOEICスコアの写し等

## 7 採用と給与

(1) 最終合格者は，本年度中に採用予定です。

(2) 初任給は，呉市職員の初任給基準（採用日時点）に基づいて決定し，ほかに扶養手当，通勤手当，住居手当，期末手当，勤勉手当等が支給されます。

## 8 任期付職員の任用期間について（土木一般②，学芸員のみ）

### (1) 土木一般②（災害復旧）

任用期間は令和3年3月31日までですが，必要に応じて採用日から3年以内の範囲で任期を更新する場合があります。

### (2) 学芸員（科学系）

任用期間は令和4年3月31日までですが，必要に応じて採用日から3年以内の範囲で任期を更新する場合があります。また，勤務成績が極めて優秀であれば，任期の定めのない一般正規職員への任用替えをする場合があります。

## 9 試験成績の通知

第1次試験又は第2次試験で不合格となった方で希望される方に対して，試験成績をお知らせします。第1次試験時に配布する「成績照会書」により請求してください。

## 10 その他

(1) 受験に当たって，口利き行為などがあった場合は，受験をご遠慮いただくこととなりますので，ご承知おきください。

(2) 他の実施日に行う試験との併願が可能です。ただし，本試験（土木一般（任期付職員）を除く。）に最終合格した場合は，本試験を優先し，他の試験を辞退したものとして取り扱います。

＜第1次試験（筆記試験）会場＞※申込人数によっては、試験会場が変更になる場合があります。

【JR】JR呉線 呉駅から北へ徒歩15分

【バス】呉駅から広島電鉄バス辰川線31番系統「呉市役所前」で下車

【自動車】

- ◆ 広島方面から…
    - ・クリアライン側から「裁判所前」交差点を直進
    - ・国道31号線「昭和橋西詰」交差点を左折
  - ◆ 広方面から…
    - ・国道185号線「休山新道」を直進して「休山トンネル西口」を左折
    - ・「すこやかセンターくれ前」交差点を右折
- ※駐車場は有料です。

【庁舎への入場方法】

南側の「夜間・休日受付」から入場してください( ← のところ)。



＜呉市のPRポイント＞ 全国屈指の研修充実度

呉市は、市民に満足される行政サービスを提供していくため、積極的に職員の人材育成に取り組んでいます。その取組の一つとして、研修の重要性に着目し、全国からトップレベルの講師を招へいするとともに、各種研修機関へ職員を積極的に派遣するなど、充実した魅力ある研修プログラムを構築し、職員の能力向上に努めています。

呉市の目指すべき職員像

限られた行政資源の下で、市民に満足していただくためには、職員が常に市民の視点に立って考え、効果的で効率的な行政サービスを提供していくことが必要と考えています。呉市では、目指す職員像を次のとおり定め、人材育成に取り組んでいます。

- (1)市民の立場で考え行動する職員 (2)常に改革・改善に取り組む職員 (3)市民に信頼される職員



くれし  
呉氏です。



全力で可愛がってクレ!

申込・問い合わせ先

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市役所4階  
呉市総務部人事課 人事研修グループ

TEL (0823) 25-3292 〈直通〉

FAX (0823) 21-8849

〈呉市ホームページ〉

<http://www.city.kure.lg.jp/>